介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格について

受験資格は次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 受験地の基準を満たすこと
- (2) 資格等の基準に該当し、規定の実務経験年数、従事日数を満たすこと

(1) 受験地の基準

本県で受験する者は下記の①または②のいずれかを満たす方となります。

- ① 申込み時点で、下記(2)の業務に従事している場合は、勤務地が山形県内にある者。
- ② 申込み時点で、下記(2)の業務に従事していない場合は、住所が山形県内にある者。

(2) 資格等の基準に該当し、規定の実務経験年数、従事日数をみたすこと

下記の1号及び2号の期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者とします。

	受験資格要件	規定の実務経験期間
1号	下記の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准 看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福 祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚 士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道 整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士 注意)上記に該当する者の当該業務従事期間とは、当該資格 の登録日以降の期間をいう	当該業務に従事した期間が、 通算して 5年以上 であり、か つ、当該業務に従事した日数 が 900日以上 であること
2号	別紙 に定める 相談援助に従事する者 が、当該業務に従事した 期間	

- 注意1)対象者は、上記(2)に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。
- 注意 2) 当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない業務(研究、 教育、事務等) を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。
- 注意3)「従事した日数」とは、業務期間内において実際に要接護者に対する直接的な援助の業務に従事した日数をいいます。休日、休暇、病気、出張、研修等で業務に従事しなかった日数は除きます。
- 注意4)必要実務経験期間は、試験日前日までに満たしていることとします。

注意 5) 実務経験期間の日換算については、1日の勤務時間が短い者の場合についても、1日 勤務したものとみなします。

(3) 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する方については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、 法第69条の2に定める登録を受けることができません。

- (ア) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適切に行う事ができない者として厚生労働省令 で定めるもの
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金 の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (エ) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした者
- (オ) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6 第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (カ) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経 過しない者
- (キ) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第 15条の規定による通知があった日から当該処分をする日または処分をしないことを決定する 日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者 を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

≪引用≫

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター「山形県介護支援専門員実務研修受講試験のご案内」 https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/keamane/

別紙

別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

コードNo.	相談援助業務に従事する者の範囲
	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活
2001	介護 にあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平
	成11年厚生省令第37号)第175条第1項第1号に規定する 生活相談員
	介護保険法第8条第 21 項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあって
2002	は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年
	厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号に規定する 生活相談員
	介護保険法第8条第22項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
2003	にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平
	成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 131 条第 1 項第 2 号に規定する生活相談員
	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人福祉施設 にあっては、指定介護老人福
2004	祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 2 条第
	1項第2号に規定する 生活相談員
	介護保険法第8条第28項に規定する 介護老人保健施設 にあっては、介護老人保健施
2005	設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第
	2条第1項第4号に規定する 支援相談員
	介護保険法第8条の2第9項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあって
2006	は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー
2000 ,	ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労
	働省令第35号)第231条第1項第1号に規定する 生活相談員
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第
·	123 号)第5条第18項に規定する計画相談支援にあっては、障害者の日常生活及び
2007	社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及
	び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)第3条に規定する 相談支援
	専門員
	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談
2008	支援にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に
	関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 29 号)第3条に規定する相談支援専門員
2009	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項に規定する生活困窮
2000	者自立相談支援事業にあっては、主任相談支援員